

「医療情報取得加算」及び「医療DX推進体制整備加算」の取扱いについて

平素は本会事業の推進に際し、ご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和6年7月17日開催の中央社会保険医療協議会（中医協）総会におきまして、厚生労働大臣より「医療DXに係る診療報酬上の評価の取扱いについて」に関して諮問され、当日、審議の上「答申書」が中医協会長より厚生労働大臣あてに提出されました。

この答申を踏まえ、「医療DX推進体制整備加算」の改定については、マイナンバーカードの保険証利用率の要件に応じて、加算1（11点）、加算2（10点）、加算3（8点）に区分され、令和6年10月1日より適用されます。（マイナ保険証利用率に関する施設基準については、毎月社会保険診療報酬支払基金から登録したメールにて報告されるマイナ保険証利用率が当該基準を満たしていればよく、特に近畿厚生局への届出を行う必要はありません。）

また、当該加算1および加算2の施設基準に「マイナポータルでの医療情報等に基づき、患者からの健康管理に係る相談に応じる体制を有していること。」が追加されております。

「医療情報取得加算」の改定については、マイナ保険証使用の有無による点数区分ではなく、オンライン資格確認等により取得した医療情報を活用して診療を行った場合は、「医療情報取得加算（1点）」に統一し、令和6年12月1日より適用する旨、添付資料のとおり、関係告示・通知が発出されましたので、ご連絡申し上げます。

「医療情報取得加算」及び「医療DX推進体制整備加算」の見直しの概要は下記のとおりです。

記

医療DX推進体制整備加算及び医療情報取得加算の見直し		中医協 総 - 9 6 . 7 . 1 7														
医療DX推進体制整備加算	令和6年6月～9月 医療DX推進体制整備加算 8点 医療DX推進体制整備加算（歯科） 6点 医療DX推進体制整備加算（調剤） 4点 ※初診時に所定点数を加算 [施設基準（医科医療機関）]（要旨） ～中略～ （6）マイナンバーカードの健康保険証利用について、実績を一定程度有していること。（令和6年10月1日から適用）	令和6年10月～ 医療DX推進体制整備加算1 11点 医療DX推進体制整備加算1（歯科） 9点 医療DX推進体制整備加算1（調剤） 7点 [施設基準（医科医療機関）]（要旨） （6）マイナンバーカードの健康保険証利用について、 十分な実績 を有していること。 （新）マイナポータルでの医療情報等に基づき、患者からの健康管理に係る相談に応じること。 医療DX推進体制整備加算2 10点 医療DX推進体制整備加算2（歯科） 8点 医療DX推進体制整備加算2（調剤） 6点 [施設基準（医科医療機関）]（要旨） （6）マイナンバーカードの健康保険証利用について、 必要な実績 を有していること。 （新）マイナポータルでの医療情報等に基づき、患者からの健康管理に係る相談に応じること。 医療DX推進体制整備加算3 8点 医療DX推進体制整備加算3（歯科） 6点 医療DX推進体制整備加算3（調剤） 4点 [施設基準（医科医療機関）]（要旨） （6）マイナンバーカードの健康保険証利用について、 実績 を有していること。														
		マイナ保険証利用率（案）（注）利用率は通知で規定 <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用率実績</th> <th>令和6年7・8月～</th> <th>令和6年10・11月～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用時期</td> <td>令和6年10月～</td> <td>令和7年1月～</td> </tr> <tr> <td>加算1</td> <td>15%</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>加算2</td> <td>10%</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>加算3</td> <td>5%</td> <td>10%</td> </tr> </tbody> </table> ※ 適用時期の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いる。ただし、令和6年10月～令和7年1月は、適用時期の2月前のオンライン資格確認件数ベースマイナ保険証利用率を用いることもできる。 ※ 令和7年4月以降のマイナ保険証利用率の実績要件は、附帯意見を踏まえ、本年末を目途に検討、設定。	利用率実績	令和6年7・8月～	令和6年10・11月～	適用時期	令和6年10月～	令和7年1月～	加算1	15%	30%	加算2	10%	20%	加算3	5%
利用率実績	令和6年7・8月～	令和6年10・11月～														
適用時期	令和6年10月～	令和7年1月～														
加算1	15%	30%														
加算2	10%	20%														
加算3	5%	10%														
医療情報取得加算	令和6年6月～11月 初診時 医療情報取得加算1（現行の保険証の場合） 3点 医療情報取得加算2（マイナ保険証の場合） 1点 再診時（3月に1回に限り算定） 医療情報取得加算3（現行の保険証の場合） 2点 医療情報取得加算4（マイナ保険証の場合） 1点 調剤時（6月に1回に限り算定） 医療情報取得加算1（現行の保険証の場合） 3点 医療情報取得加算2（マイナ保険証の場合） 1点	令和6年12月～ 初診時 医療情報取得加算 1点 再診時（3月に1回に限り算定） 医療情報取得加算 1点 調剤時（12月に1回に限り算定） 医療情報取得加算 1点														

マイナ保険証利用率について②

ポイント

- 原則としては、適用時期の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いる。
ただし、令和6年10月～令和7年1月は、適用時期の2月前のオンライン資格確認件数ベースマイナ保険証利用率を用いることもできる。
- 適用月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率 又は 2月前のオンライン資格確認件数ベースマイナ保険証利用率に代えて、その前月及び前々月のマイナ保険証利用率を用いることも可能であること。

参照可能なマイナ保険証利用率の実績

	レセプト件数ベース	オンライン資格確認件数ベース
10月適用分	5～7月の最高値	6～8月の最高値
11月適用分	6～8月の最高値	7～9月の最高値
12月適用分	7～9月の最高値	8～10月の最高値
1月適用分	8～10月の最高値	9～11月の最高値
2月適用分	9～11月の最高値	(経過措置終了)
3月適用分	10～12月の最高値	(経過措置終了)
...

来年1月適用分までは、2つのうちいずれか高い方を用いることができる

8

○ 「「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について」

(令和6年3月27日保医発0327 第5号) の一部改正 (抜粋)

別紙 1

診療報酬請求書等の記載要領

I～IV (略)

別表 I～別表 III (略)

別表 IV 診療行為名称等の略号一覧 (医科)

(下線部分は改正部分)

項番	区分	診療行為名称等	略号	対応する記載欄
17	A000	医療情報取得加算を算定した場合	医情	「初診」欄
18	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
19	A000	医療DX推進体制整備加算1を算定した場合	医DX1	「初診」欄
19-2	A000	医療DX推進体制整備加算2を算定した場合	医DX2	「初診」欄
19-3	A000	医療DX推進体制整備加算3を算定した場合	医DX3	「初診」欄
44	A001 A002	医療情報取得加算を算定した場合	医情	「再診」欄
45	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

担当事務局：大阪府医師会保険医療課 電話 06-6763-7001